松 監 第 3 8 号 平成21年8月21日

請求人殿

松原市監査委員 杉 井 卓 男 松原市監査委員 三重松 清 子

住民監査請求に対する監査結果について (通知)

地方自治法(以下「法」という)第242条第1項の規定により、平成21年6月10日付けで受け付けた住民監査請求については、平成21年6月16日付けの補正命令により同月29日に補正が行われ、監査した結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知します。

第1 請求の要旨

補正後の平成21年6月29日付け松原市職員措置請求書及び同年7月17日に行った地方自治法第242条第6項に規定する請求人の陳述の内容を総合した結果、その請求の要旨は、同市消防団員が災害現場における業務又は警戒若しくは訓練に従事した場合に支給された手当(費用弁償)について、松原市消防団第2分団長のAにより合計57,600円の費用弁償が不正に請求されたものであるから、松原市長が同分団長に対し当該手当相当額を返還請求するよう求めたものである。

その内容及び理由として、まず第1に、平成20年10月6日に発生した上田7丁目の火災に係る出動において、松原市消防団第2分団(以下「第2分団」という。)の部長であるBが従事していないにもかかわらず、同部長が従事したとして1名分の手当1,800円が不正に請求されているもので、その理由として、会社員である同部長が午後6時35分に上田7丁目の火災に出動できるわけがないと主張するものである。

また、平成21年1月21日に発生した天美我堂1丁目の火災に係る出動においても、同部長が従事していないにもかかわらず、同部長が従事したとして1名分の手当1,800円が不正に請求されているもので、その理由として、会社員である同部長が午前8時54分に天美我堂1丁目の火災に出動できるわけがないと主張するものである。

第2に、平成20年9月10日に第2分団が実施した広報活動において、1名分の手当1,800円が不正に請求されているもので、その理由として、自動車運転日誌では広報活動車には4名が乗車していたとされているにもかかわらず、出動報

告書では5名が従事していたとして報告がなされていると主張するものである。

第3に、平成20年10月10日に第2分団が実施した広報活動において、2名分の手当3,600円が不正に請求されているもので、その理由として、自動車運転日誌では広報活動車には3名が乗車していたとされているにもかかわらず、出動報告書では5名が従事していたとして報告がなされていると主張するものである。

第4に、平成20年9月19日午後9時から第2分団が実施したとされている無線訓練について、実際には実施されておらず、5名分の手当9,000円が不正に請求されているもので、その理由として、第2分団は、東新町1丁目において発生した火災の消火活動に、同日午後8時40分に出動しているため、同日午後9時には消火活動を行っているはずであり、同日午後9時から無線訓練を実施することはできないと主張するものである。

第5に、平成21年10月17日午後7時から第2分団が実施したとされている 無線訓練について、実際には実施されておらず、5名分の手当9,000円が不正 に請求されているもので、その理由として、第2分団は、同日午後7時30分から 機関訓練を実施しているため、そのような時間的制約がある中で同日午後7時から 無線訓練を実施することはできないと主張するものである。

第6に、平成20年2月15日午後8時から第2分団が実施したとされている機関訓練について、実際には実施されておらず、8名分の手当14,400円が不正に請求されているもので、その理由として、第2分団長が、虚偽の出動報告書を作成したと主張するものである。

第7に、平成20年12月7日午前10時から第2分団が実施したとされている 天美北第4町会の防災訓練において、4名分の手当7,200円が不正に請求され ているもので、その理由として、当該訓練において第2分団の出場を要請した天美 北第4町会長が当該訓練には第2分団の団員8~9名しか従事していないとの証言 を行っているにもかかわらず、出動報告書では13名が従事していたとして報告が なされていると主張するものである。

第8に、平成21年1月11日午前8時から第2分団が出場した出初式において、5名分の手当9,000円が不正に請求されているもので、その理由として、松原市消防本部が撮影した当該出初式における第2分団の整列写真には第2分団の団員が14名しか確認できないにもかかわらず、出動報告書では19名が従事していたとして報告がなされていると主張するものである。

第2 監査対象部局

松原市消防本部総務課 松原市消防団第2分団

第3 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月17日に請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成19年度・平成20年度松原市第2分団火災・訓練等出場記録、出動報告書(出動日時が平成20年2月15日の分)及び自動車運転日誌(運転日が平成20年2月15日の分)の提出があり、請求の要旨を補足する陳述等を主に次のとおり行った。

(陳述等の内容)

- 1 平成20年10月6日・平成21年1月21日の火災出動について 監査委員からBの勤務しているC社に同氏の出退勤の確認をして 欲しい。
- 2 平成20年9月19日の無線訓練について

監査委員から当該訓練に係る松原市消防本部への開始通報が第2分団からあったかどうか確認して欲しい。また、西宮市消防本部に対しても同様の確認をして欲しい。

3 平成20年10月10日の広報活動について

運転日誌については、運転者名はD団員であり同乗者3名の計4名の記載があり、出動報告書については、E団員・F団員・G団員・H団員・I団員の計5名の記載があるが、実際には、5名で広報活動を実施するよう要請を受けているが、当日出動したのは6名であり、5名分を請求したと陳述書(平成21年7月10日付け松原市消防団第2分団長であるAの陳述書)にあるが、運転日誌では運転者がD団員なのに出動報告書に同団員の請求がないのはなぜか。また、運転日誌の記載方法について、いつから団員に徹底させたのか。

4 平成20年10月17日の無線訓練について

監査委員から当該訓練に係る松原市消防本部への開始通報が第2分団からあったかどうか確認して欲しい。また、西宮市消防本部に対しても同様の確認をして欲しい。

5 平成20年2月15日の機関訓練について

平成21年6月29日付け松原市職員措置請求書に記載されている平成21年 2月15日は誤りなので、平成20年2月15日に訂正する。

同日において、無線訓練は実施されているが、下の池の機関訓練は実施されていない。

- 6 平成20年12月7日天美北第4町会の防災訓練について
 - 監査委員から当日の会計帳簿(第2分団の作成する会計帳簿)を確認して欲しい。
- 7 平成21年1月11日に実施された出初式について 監査委員から当日の会計帳簿(第2分団の作成する会計帳簿)を確認して欲しい。

第4 監査の実施

平成20年2月15日から平成21年1月11日までの手当に係る請求書、事実を証する書面の記載事項及び関係書類を調査し、また、平成21年7月13日に関係職員(消防本部総務課長及び同課主幹)から陳述の聴取を行い、平成21年1月11日に実施された出初式の写真の提出を受けた。

第5 監査対象事項の決定

次の手当の支給が違法又は不当な公金の支出に当たるかを監査対象とした。

- ・ 平成20年9月10日に行われた広報活動に係る手当 (費用弁償)
- ・ 平成20年10月10日に行われた広報活動に係る手当(費用弁償)
- ・ 平成20年9月19日に行われた無線訓練に係る手当 (費用弁償)
- ・ 平成20年10月17日に行われた無線訓練に係る手当(費用弁償)
- ・ 平成21年1月11日に行われた出初式に係る手当 (費用弁償)

なお、平成20年10月6日に行われた火災出動に係る手当及び平成21年1月21日に行われた火災出動に係る手当の返還、平成20年2月15日に行われた機関訓練に係る手当の返還、並びに平成20年12月7日に行われた天美北第4町会防災訓練に係る手当の返還を求める住民監査請求については、当該違法又は不当な公金支出があることを証する書面の添付がなされていないため、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たさないものとして却下する。

第6 事実関係の確認

監査対象事項に関し、松原市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述 内容並びに関係職員の陳述及び関係書類を総合的に勘案した結果、次のような事実関 係を認めた。

1 平成20年9月10日に行われた広報活動に係る手当

第2分団長は、自動車運転日誌の同乗者名欄については、運転者を除いた同乗者数 を記入するように指導している。

広報活動を実施するため2号車に乗車した団員の人数については、当該日誌の運転者名欄にはJと記載されており、当該日誌の同乗者名欄には4名と記載されていることから、5名である。

そうすると、出動報告書と当該日誌に記載されている広報活動に従事した団員の人数が一致することになる。

2 平成20年10月10日に行われた広報活動に係る手当

消防団長は、第2分団に対して、団員5名で広報活動を行うように要請していた。 そのため、第2分団長は、実際には団員6名で広報活動を行っていたにもかかわらず、出動報告書には5名が従事したと報告を行ったものである。

当該手当の請求については、請求人の提出した事実証明書のとおり自動車運行日誌ではなく出動報告書に基づいてなされている。

3 平成20年9月19日に行われた無線訓練に係る手当

第2分団は、平成20年9月19日に吸水及び放水訓練を実施している時に、松原 市消防本部から火災出動指令を受け、火災現場に出動し、火災が終息状態となった後、 第2分団の屯所に戻り、無線訓練を実施した。

無線訓練に係る出動報告書に記載されている出動時間については、誤記である。

4 平成20年10月17日に行われた無線訓練に係る手当

第2分団は、平成20年10月17日に無線訓練を実施した後、天美東1丁目の下の池において機関訓練を実施した。

なお、自動車運転日誌に無線訓練の記載がなされていないのは、記入漏れが原因である。

5 平成21年1月11日に行われた出初式に係る手当

平成21年7月13日付けで消防本部総務課長から提出のあった平成21年1月 11日に実施された出初式の写真により出動報告書に記載されている従事者19名 の確認ができた。

第7 監査委員の判断

下記のとおり、請求の主張には理由がない。

記

平成20年9月10日に行われた広報活動に係る手当、平成20年10月10日に行われた広報活動に係る手当、平成20年9月19日に行われた無線訓練に係る手当、平成20年10月17日に行われた無線訓練に係る手当及び平成21年1月11日に行われた出初式に係る手当については、上記第6の1から5までのとおり、請求人の主張する事実を認めることはできない。